２　法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

［一～三　略］

四　変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

３　［略］

（使用前検査の実施）

第二条の二　使用前検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法

２　使用前検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査の記録）

第二条の三　使用前検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

２　使用前検査の結果の記録は、当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前検査を行つた旨の表示）

第二条の四　使用施設等の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十一号）第十七条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する使用者は、当該容器等に係る使用前検査を終了したときは、当該容器等に使用前検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

２　法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

３　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］